

国内IGF活動活性化チーム 第12回勉強会

2026年3月23日

特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン
事務局長 武田勝彦

1. 「CSAM」とは何か
2. 現状はどうなっているか
3. なぜ拡大しているか
4. これまでの日本の対応
5. 論点と対策

1. シーサム 「CSAM」 （児童性的虐待コンテンツ） とは

「児童ポルノ」から「CSAM」へ

（新）国連サイバー犯罪条約

※ 2024年12月24日国連総会にて採択→各国批准へ

第14条

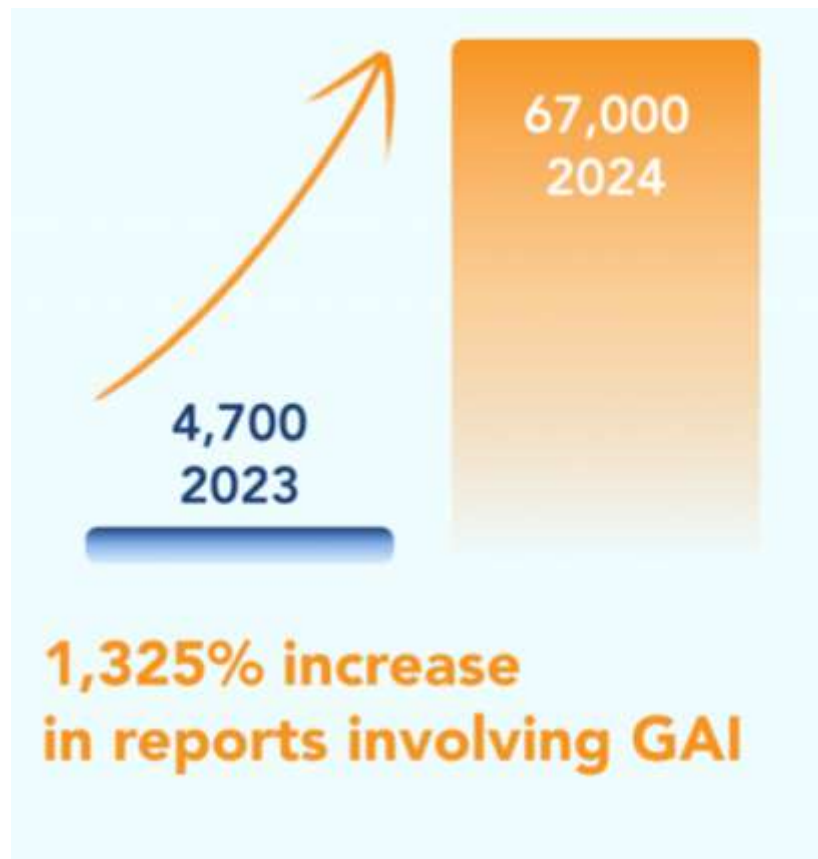
2. …次のいずれかに該当する子どもを表現する視覚的表現物を含むものとし、かつ、文章または音声によるコンテンツを含むことができる。

- （a）現実のまたは擬似の性的活動に従事する子ども。
- （b）いずれかの性的活動に従事する者の面前にいる子ども。
- （c）その性的部位が主として性的目的で示されている子ども。
- （d）拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは処罰の対象とされる子ども（当該表現物が性的な性質のものである場合）

訳：平野裕二氏

2024年 2,050万件

生成AIによるCSAM



韓国 被害審査件数(KCSC)
7,187件(2023年)
23,107件(2024年)
15,808件(2025年6か月のみ)

米国 若者アンケート調査(Thorn)
17人に1人が性的ディープフェイクの犠牲

1. 自撮り画像・動画の共有増加
2. インターネット経由での接触機会の増加
3. 生成AIの登場

4. これまで日本の取り組み

情報流通プラットフォーム対処法(情プラ法)の成立
しかし、児童ポルノ禁止法(児ポ法)に限界

児ポ法は実在児童を描写した物のみが対象

表層・裏サイト上に拡散されているCSAM画像

判別困難な
生成AIによる画像

実在
児童

疑似・架空
児童



1. 法整備
2. AIリテラシー
3. 業界投資の強化

ご清聴ありがとうございました

チャイルド・ファンド・ジャパン
武田勝彦

CSAMについてより詳しくはこちらへ
『インターネット白書2026』

<https://nextpublishing.jp/book/19305.html>